

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）
- (2) 業務内容 令和8年度特用林産物放射性物質検査（通常検査）業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 入札日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格及び入札参加手続

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の3(5)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合

- (4) 適正な入札が阻害されると認められる場合
- (5) その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合
- (6) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札単価に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札単価とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書の入札単価欄に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
1 検体あたりの単価を入札書の入札単価欄に記載するものとする。また、入札書の合計欄には、入札単価欄に記載した入札単価に各検査対象の検査見込検体数を乗じた金額の合計額を記載するものとする。
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県知事 達増 拓也」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札書に記載した各検査対象の入札単価に、業務仕様書に記載する検査見込検体数を乗じた額の合計額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額を入札執行までに岩手県出納局に納付しなければならない。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後にお

いて還付する。

- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 入札公告に示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。

- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、10(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約に関する事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札公告の3(6)及び(7)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。
- (3) 契約保証金は、契約単価となる各検査対象の落札単価に、業務仕様書に記載する各検査対象の検査見込件数を乗じた金額の合計額の100分の5以上の額とする。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本事業は、令和8年度岩手県一般会計予算が議決されない場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部林業振興課

電話番号 019-629-5775 F A X 番号 019-629-5779